

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で15歳から64歳までの年齢層に約146万人おり、およそ50人に1人と推計されています。従来、若年層の問題とされてきたひきこもりは、平成30年の国の調査によると、40歳から64歳までの中高年層にも及ぶことが明らかとなっており、ひきこもりの長期化・高年齢化は、80代の親とひきこもり等の50代の子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっています。しかし、現在、ひきこもり支援に特化した法整備はされておられません。

ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、当事者ひとりひとりに寄り添った、きめ細やかで切れ目のない支援が必要であり、地方自治体では重層的な福祉支援を実施しているものの、現状では、法のはざままで適切な支援を受けられない事例も少なくありません。こうした現状を踏まえ、適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援に関する法整備が必要であると考えます。

よって、国及び政府におかれては、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題と捉え、ひきこもり支援に関する施策を推進するための基本法の制定など、ひきこもり支援に関する法整備を早急に図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

(令和6年12月16日可決)

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
厚生労働大臣	殿
内閣官房長官	殿

あて

石川県野々市市議会